

2025年度

避難行動要支援者避難支援要項

自主防災組織 ずし3丁目防災の会

自主防災組織 ずし3丁目防災の会 避難行動要支援者避難支援要項

① 平常時

避難支援者※₁は避難行動要支援者（以下要支援者）※₂の平常時の見守りを心掛ける。

② 災害時の避難支援活動

- ・避難支援者はまず自身の安全、家族の安全を確保した上で要支援者の避難支援を行う。

大地震災害時：

- ・大地震災害時は揺れがおさまり、安全を確認した上で要支援者の安否確認を行う。
- ・要支援者の様態によって軽症の場合は応急手当、中等症・重症の場合は救急通報を行い救急隊到着まで見守る、状況によっては担架等での搬送を防災組織で行う。
- ・大地震災害時の避難は個別の避難経路案を参考に道路状況に応じて安全に避難所への移動を行う。
- ・避難場所として第一に市民交流センターまた逗子小学校へ避難する。
- ・避難生活が長期化する場合は、市が指定する非難場所となる場合がある、その場合は移動先での連絡、見守りを行政機関等と連携して支援を行う。

洪水水害時：

- ・洪水警報発令時は支援者はまず自身・家族の安全を確保した上で要支援者の避難支援を行う。
- ・一時避難先として桜逗会館2階へ避難をして洪水が引いた後、安全を確認してから、自宅または自宅が被災した場合は市が指定する非難場所への移動を支援する。

火災発生時：

- ・要支援者の住居で火災が確認された場合は、速やかに消防へ通報（住所・要支援者、火災状況を伝える）
- ・初期消火が可能であれば、消火器等による消火を行う。
- ・救出が可能な場合は屋外への避難を支援する。
- ・支援者は自身の安全を優先して無理な消火・救助活動は行わない。

津波警報発令時：

- ・津波到達40分以内の場合は、避難支援は行えない。支援者自身、家族の避難ビル、高台、浸水想定域外への避難を優先する。（原則：市民交流センターへの避難）
- ・震源域が遠方で津波到達時間が40分以上ある場合で安全が確認でき、なおかつ30分以内に最寄りの避難ビルもしくは高台に避難が可能な場合に限り避難支援を行う。

③ 避難所での支援

○指定緊急避難場所

- ・洪水・地震での緊急避難先としては桜逗会館が最寄りである。
但し桜逗会館自体での防災備蓄品は無いので、避難が長期化する場合は、
逗子小学校、市民交流センター等の一般避難所もしくは福祉避難所への移動を支援
する。
- ・緊急避難所に於いては自主防災組織が主体となって安否確認・情報収集等を行い
要支援者の保護に努める。

○一般避難所・福祉避難所

- ・大地震・津波等の発生より被災して自宅での避難生活が行えない場合は、一般避難
所である、市民交流センター、逗子葉山高校等での避難生活となる。一般避難所で
の避難生活の場合は、要支援者の要望を確認のうえで避難生活の支援を行う。
- ・市により福祉避難所が開設され、市の担当者により要支援者の福祉避難所での避難
生活が望ましいと判断された場合は、市による福祉避難所への移動となります。
- ・避難所では各避難所運営委員会等の運営に協力する。
避難所ではできるだけ地域（班）ごとでグループを形成して情報伝達・物資の配布
を円滑に行い、要支援者の生活支援を行う。

④ 在宅または親族・親戚方等への避難

○要支援者が自宅での避難を望む場合

- ・震災後家屋の損害状況により家屋調査士等による安全確認がなされた住居でのみ避
難可能とし支援を行う。
- ・上記避難については、日常的に生活の補佐ができる家族、親族がいることを前提と
する。（自主防災組織だけでは支援が行き届かない場合がある。）
- ・震災後生活場所の安全確保のため必要最低限の支援を行う。（散乱物の片付け等、長
期的には災害ボランティア等の協力を仰ぐ）
- ・在宅での支援にあつたては、行政・支援機関の協力を得ながら行う。

○親族、親戚等他の地区または市外へ避難された要支援者について

- ・避難先、避難生活先での安否について情報がある場合は、逗子市、避難支援者、
避難支援機関と避難状況の情報を共有する。
- ・震災後の復興状況により自宅での生活に戻る要支援者には、平常時の見守りと日常
をとり戻す支援を行政・支援機関等の協力を得ながら行う。

⑤ ペット避難

- ・要支援者の飼い犬、飼い猫等のペットの避難については、要支援者の避難、保護を優先とし、災害後に被災家屋、被災地の安全が十分に確認できたうえで、捜索・保護活動を行う。
- ・ペット同行避難での避難所生活については、逗子市による「災害時におけるペット同行避難に関するガイドライン」に基づき支援を行う。

⑥ 要支援者で特別な対応が必要となる場合

- ・平衡機能障害・歩行困難者・視覚障害者の方などで車いす等で避難支援を行う場合がある。
車いす等の福祉用具は要支援者に備え置きをお願いする。
- ・聴覚障害の方の対応：日常的に災害時の警報等の伝達方法を決めておく必要がある。その場合は支援機関との協議が必要となる。
- ・療育手帳 A を所持している方へは「具体的に」「ゆっくりと」できるだけ肯定的な表現で避難所へ場合によって身振りや絵などのメモを交えてゆっくりと誘導を行う。
- ・精神保健福祉手帳 1 級の方はコミュニケーション等の問題もあり直接の支援は難しいので、避難時は家族への補助的な支援を行う。

⑥ その他

- ・原則避難支援者は自身の被災状況、体調・体力等に問題がなく支援協力を行える余裕がある場合に限り無理のない範囲での支援活動を行う。
- ・要支援者の避難経路等については別に作成の個別避難計画書による。
- ・避難支援者は要支援者に対して、自主防災活動等を通じて日頃より防災・防犯等の啓発に努める。
- ・避難支援者は個別避難計画書に基づき必要な支援情報を逗子市、避難支援機関^{※3}、場合によっては医療機関とも共有し状況に応じた支援体制・対応の協議を行う。
- ・日常的に要支援者と交流のある避難支援者は定期的に他の避難支援者、避難支援機関と情報の共有を行い、要支援者の状況によっては個別避難計画の見直しを行う。
- ・震災後、要支援者の家屋の被害状況によっては、要支援者の意向により、安全が確認できている場合に限り、必要に応じて写真等での記録、罹災届等の申請補助などを支援機関の協力を得ながら行う場合がある。
- ・災害規模・特に津波など時間に限りがある場合など、自主防災組織として避難支援にも限界がありますので、救えない命もあることを認識しておいて下さい。
メンタルヘルス面においても相互に助け合い、支え合うことが大切です。

※1：避難支援者=本項では「ずし3丁目防災の会」の代表及び「絆の会」のサポーターで構成します。

※2：避難行動要支援者=原則逗子市の避難支援同意書に基づく同意者名簿に記載の要支援者となります。

避難行動要支援者とは次の基準に該当する方となります。

- ① 要介護認定3以上でかつ、一人暮らしの高齢者
- ② 身体障害者手帳を所持し「肢体不自由1～2級」の方
- ③ 身体障害者手帳を所持し「聴覚障がい・平衡機能障がい」の方
- ④ 身体障害者手帳を所持し「視覚障がい」の方
- ⑤ 療育手帳Aを所持している方
- ⑥ 精神保健福祉手帳1級を所持している方
- ⑦ 妊産婦
- ⑧ 乳幼児（3歳以下）
- ⑨ 日本語の理解が充分でない外国人
- ⑩ 地域が災害発生時に支援が必要と認めた方
- ⑪ 上記①から⑩に準じる方で、自ら支援を希望し個人情報を提供することに同意した方

※3：避難支援機関=逗子市の民生委員、児童委員、社会福祉協議会、地域包括支援センター、基幹相談支援センター、相談支援事業所等となります。（逗子3丁目では特に包括支援センターの協力をいただいています。）